

薩摩川内市告示第 6 0 3 号

令和 8 年熊本地震による被災者に対する市税等の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市税条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 6 4 号）第 1 8 条の 2 第 1 項（薩摩川内市国民健康保険税条例（平成 1 7 年薩摩川内市条例第 7 号）第 2 8 条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）、薩摩川内市税条例及び薩摩川内市国民健康保険税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所、事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊 本 県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町